

鳥栖市監査告示第9号

令和4年10月25日

監 査 結 果 報 告 書

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

小石 弘和

鳥監第1180号

令和4年10月25日

鳥栖市長 橋本 康志様

鳥栖市監査委員

川崎真澄

小石弘和

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、総務部総務課の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

定期監查結果報告

監査の対象	総務部 総務課																																															
監査の期間	令和4年9月20日から令和4年10月24日																																															
監査の方法	<p>令和4年8月31日現在における財務に関する事務の執行状況及び一般事務の執行状況について、提出された資料及び帳簿の全部又は一部について照合、確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。</p> <p>また、前回の監査結果及び業務上想定されるリスクを基に、出納及び契約に係る事務を監査重点項目に設定し、鳥栖市監査基準に準拠し実施した。</p>																																															
監査の結果	<p>今回の監査において改善を求めた事項は次表に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">出納</th> <th rowspan="2">出張</th> <th rowspan="2">補助金</th> <th rowspan="2">契約</th> <th rowspan="2">財産管理</th> <th rowspan="2">その他</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>収入</th> <th>支出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指摘事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>注意・検討を求める事項</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>留意すべき事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指摘事項) 法令等に違反又は不当その他適正を欠く事項と認められるもの (注意・検討を求める事項) 指摘事項に該当しないまでも注意あるいは検討すべき事項と認められるもの (留意すべき事項) 注意・検討を求める事項に該当しないまでも注意喚起すべき事項と認められるもの</p> <hr/> <p>監査対象の事務については、概ね良好に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討を求める事項が認められたので、必要な措置等を講じ、改善に努めるよう要請した。</p> <p>なお、留意すべき事項については、その内容を部長等に説明をし、注意喚起を行った。</p> <p>◆収入事務 ○コピー機使用料について コピー機使用料収入について、会計年度及びその独立の原則(地方自治法第208条)に則らず、年度をまたいで収納している。</p>	区分	出納		出張	補助金	契約	財産管理	その他	計	収入	支出	指摘事項								0	注意・検討を求める事項	1							1	留意すべき事項				1	7		3	11	計	1	0	0	1	7	0	3	12
区分	出納		出張	補助金							契約	財産管理	その他	計																																		
	収入	支出																																														
指摘事項								0																																								
注意・検討を求める事項	1							1																																								
留意すべき事項				1	7		3	11																																								
計	1	0	0	1	7	0	3	12																																								